

2024年度 箕田小学校 生活のきまり

1. 生活について

- (1) ①朝休みは午前8時15分のチャイムで教室にもどり、全員自分の席について朝の会が始められるようにする。
②業間、昼休みは「あと3分」の放送で遊びをやめて教室にもどる。
③チャイムで学習を始められるようにする。
- (2) ろうか、階段は右側を歩く。
- (3) 授業中は静かに並んで教室移動をする。
- (4) あいさつは自分から進んでし、返事もはつきりとする。
- (5) トイレやげたばこなどのはきものをそろえる。
- (6) みんなの使うものを大切にし、使い方を守って、後かたづけをきちんとする。

2. 登下校について

- (1) 通学班で登校する。
- (2) 欠席・遅刻の場合は必ず班長に連絡し、出発が遅れないようにする。
- (3) ホイッスルを首にかけるか、防犯ブザーをつける。
- (4) 登校は、午前7時55分から8時5分の間にを行い、下校は午後4時までに学校を出る。
- (5) 下校は、二人以上で帰るようにする。
- (6) 通学路は、登下校と同じ道とし、決められた道を通る。
- (7) 忘れ物に気づいても、通学途中に集合場所や家へ取りにもどらない。

3. 身なり、服装について

- (1) 学習活動に合った服装にする。
☆毛染め、マニキュアなどはしない。 ☆ネックウォーマー、手袋ははずす。
- (2) 靴は運動しやすい靴を使用する。
- (3) 筆箱、ランドセルにつけるかぎりは、1個にする。ホイッスルにはつけない。
- (4) 体育の時間は、上はえりが紺色の白体操シャツ、下は紺色のショートパンツ、ハーフパンツ、または、長ジャージを着用し、赤白帽をかぶる。
- (5) 上靴・体育館シューズの決められた場所(かかと、甲)に名前を書く。
- (6) 長いマフラー、ミサンガは危険防止のため、使用しない。

4. 遊びについて

- (1) 地区で決められている危険な場所(立札の立っているところ, 線路, 池, 川, 海 岸など)に近づかない。
- (2) 校区外へは, 子どもだけでは行かない。
- (3) 危険な遊びをしない。(エアガン, 火遊びなど)
- (4) 道路, 駐車場, 空き家, 踏切の近くで遊ばない。(道路でのボール遊び, インラ インス ケート, キックボード, 一輪車遊びは禁止)
- (5) 公園などでは, 人に迷惑をかけないようにルールを守って遊ぶ。
- (6) ものやお金をもらったりあげたり, 貸し借りしない。

5. 交通安全について

- (1) 歩くとき, 自転車に乗るときは交通ルールを守る。
- (2) 自分の体にあつた自転車を使用し, いつも安全に使えるようにしておく。
- (3) 自転車に乗るときはヘルメットをかぶる。
- (4) 踏切は自転車を押してわたる。
「家から道へ」「せまい道から広い道へ」など, 飛び出しほしない。
- (5) 暗くなつてから自転車に乗るときは, ライトをつける。
- (6) 自転車をとめるときは, 通行のじやまにならないように整頓しておく。(かぎを かける)
- (7) 自転車の二人乗りはしない。

6. その他

- (1) インターネットや携帯電話・スマートフォン・クロームブックを使うときは, マ ナーやルールを守つて使う。人の悪口やうわさなどは書きこまない。
- (2) 学習に必要な物は, 学校に持つてこない。
- (3) 帰宅後や休日に学校で遊んだときのごみは持ち帰る。
- (4) 用事がないのに, 店やコンビニなどに行かない。
- (5) 学校へ自転車で来たときは, なかよし広場か体育倉庫前(プールの北側)に整理 してとめる。体育館使用のときのみ, 体育館東にとめてもよい。正門からは入ら ない。
- (6) 知らない人に誘われたり, 道をたずねられたりしても, ついていかない。
- (7) 「早寝・早起き・朝ごはん」を心がける。

学校連絡先 箕田小学校 385-0506